

転出される方へ

転出予定日以降、鈴鹿市での住民票は除かれた住民票（除票）という扱いになり、原則本人しか取得することができません。同じ世帯の方であっても代理で取っていただく場合、本人が記入した委任状が必要です。  
また、委任状を書いていただく日付によって書いていただくべき住所が変わってきますので、ご注意ください。

転出予定日



<p>① 委任状の日付が <u>転出予定日より前</u> 住所は鈴鹿市</p>	<p>② 委任状の日付が <u>転出予定日以降</u> 住所は転出先</p>
---	--

① 転出予定日より以前に委任状を記入する場合

委任者の住所は鈴鹿市になります。

委任状に記入した日付を必ずお書きください。

② 転出予定日以降に委任状を記入する場合

委任者の住所は転出先になります。

住所の登録が確定していないと発行できませんので、

転出先に転入届を提出してから申請してください。

海外転出の場合、委任状には国名を記入してください。